

I 違法コンテンツとプラットフォームの責任

ナタリー・ブラン
林 滉起 (訳)

デジタル・プラットフォームは、インターネット上で、自らを通じて発信された違法コンテンツにつき、民事的にかつ／又は刑事的に責任を負うのでしょうか？デジタル・プラットフォームのせいで、模造品、偽情報、基本的な権利を侵害する暴力的又は憎悪的なコンテンツがネット上でアクセス可能であるとき、デジタル・プラットフォームに責任はあるのでしょうか？これが、以下で検討する問題です。

ただしその前に、プラットフォームという用語について改めて確認しておきましょう。

この「プラットフォームという」概念は、一般に、インターネットに関するあらゆる種類の運営事業者を指すために用いられています。すなわち、(Googleのような)検索エンジン、(Amazonのような)マーケットプレイス、(eBayのような)オンラインオークションサイト、コンテンツ共有プラットフォーム (YouTube が思い当たります)、(Facebook, Instagram 等の) SNS、その他のコンテンツホスティングサービス提供者を指します。

この「プラットフォームという」用語は、フランス法によって知られていないわけではありません。「プラットフォームという」用語は、デジタル共和国のための2016年10月7日の法律によって、消費法典に姿を現しました。これにより、「オンラインプラットフォーム運営者」には情報開示義務が課されることになりました⁽¹⁾。これは、検索エンジン⁽²⁾及び、より一般的に、物品の売

(1) Art. L. 111-7 du code de la consommation. 2016年の法律以前から事業者に課される義務はあったが、オンラインプラットフォームという用語は使用されていなかった。2015年8月6日の法律によって設けられた消費法典旧L. 115-5-1条も参照 [訳者注：石尾智久「フランス消費法典におけるデジタルプラットフォーム事業者の情報開示義務」消費者法研究10号144頁注(15)、162頁(2021)も参照]。

買、サービスの提供、コンテンツ・物品・サービスの交換及び共有につき、業としてインターネット利用者と関係を有するすべてのプラットフォーム⁽³⁾が対象となります。すなわち、ホテルの客室を予約するための Booking、物件の予約をするための Airbnb、運送を提供するための Uber、さらには、YouTube や様々な性質のコンテンツを共有するための SNS が当てはまります。加えて、いくつもの報告書がプラットフォームという概念について取り扱ってきました⁽⁴⁾。

とりわけ、デジタル・プラットフォームは、欧州連合によって最近採択され

【消費法典旧 L. 115-5-1 条】

デジタル経済への信頼に関する2004年6月21日の法律第2004-575号第19条に定める情報提供義務とは別に、物品の売買、役務の提供、又は物品若しくは役務の交換若しくはシェアリングを目的として、電子手段によって複数の当事者をマッチングさせる活動を行う者はすべて、仲介役務の利用に関する一般的条件並びにオンライン上の申入れの参照、順位、及び参照解除の態様に関する誠実で、明確かつ透明な情報を提供する義務を負う。

消費者又は非事業者のみをマッチングさせる場合、前項に規定される者はすべて、広告主の属性並びに民事上及び税務上の当事者の権利及び義務に関して、誠実で、明確かつ透明な情報を提供する義務も負う。

事業者、売主、又は役務提供者と消費者をマッチングさせる場合、本条第1項に規定される者は、L. 121-17条に規定される情報を消費者に通知するための表示欄を提供する義務も負う。

これらの情報の内容及びその通知方法は、デクレの定めるところによる。

(2) **【消費法典 L. 111-7 条1°】**

オンラインプラットフォーム運営者とは、自然人又は法人であって、報酬を受けているか否かにかかわらず、業として、次の事項に基づいて、公衆に対するオンラインでの情報伝達を提供するすべての者をいう。

1° 第三者により提案され、アップロードされたコンテンツ、物品又は役務について、デジタルアルゴリズムを用いて得られた順位付け又は参照

(3) **【消費法典 L. 111-7 条2°】**

オンラインプラットフォーム運営者とは、自然人又は法人であって、報酬を受けているか否かにかかわらず、業として、次の事項に基づいて、公衆に対するオンラインでの情報伝達を提供するすべての者をいう。

2° 物品の売買、役務の提供又はコンテンツ、物品若しくは役務の交換若しくはシェアリングを目的とする複数の当事者のマッチング

(4) **Puissance publique et plateformes numériques : accompagner l' "ubérisation", Étude annuelle du Conseil d'État, 2017 ; Rapport d'information sur les plateformes numériques, n° 3127, Assemblée nationale, 2020.**

た二つの文書の核心に位置しています。すなわち、2022年9月14日の（DMAと呼ばれる）デジタル市場法（Digital Markets Act）という規則と、先の10月4日に欧州評議会で最終的に採択された（DSAと呼ばれる）デジタルサービス法（Digital Service Act）という規則⁽⁵⁾です。デジタル市場法は、GAFAM（Google, Amazon, Facebook, Apple, Microsoft）として有名なインターネット巨大企業による支配を終わらせることを目的としています。デジタルサービス法は、プラットフォームを通じて発信された違法コンテンツにつき、プラットフォームに責任を負わせることを狙いとしています。また、次のことも付け加えなければなりません。それは、デジタル単一市場における著作権及び著作隣接権に関する2019年4月17日の指令は既に、知的財産権侵害への対策を講じるため、コンテンツ共有プラットフォームの責任を強化することを目指していたということです。これら二つの文書については、後ほど詳しく検討することと致します。

これらの文書以前に、インターネットアクセスプロバイダー、キャッシュストレージのプロバイダー、ホスティングサーバーを含む技術仲介サービス提供者が問題となっていました。[技術仲介サービス提供者という] この用語は、電子商取引[eコマース]に関する2000年6月8日の指令で採用されていたのですが、新たな規則で廃棄されることはありませんでした。新たな規則において、プラットフォームはホスティングサービス提供者の下位カテゴリとして定義されています。したがって、[プラットフォームという] この用語は、「サービス受領者の要求に応じて、情報を保存し、公衆に発信するホスティングサービスの提供者⁽⁶⁾」を指します。インターネットの仲介サービス提供者のカテゴリがこのように増大したことは遺憾に思われます。特にプラットフォームの責任についていえば、いくつもの取扱いが適用可能となり、このことが取扱いの分節化を困難にしており、今後も困難なものとするでしょう。

(5) 条文は現在のところJOUEにおいてまだ公表されていない。

(6) 【DSA 3条 (f)】

ホスティングサービス提供者とは、サービス受領者の求めに応じて、情報を保存し、公衆に発信する者をいう。ただし、当該活動が他のサービスの重要でなく、かつ付随的でしかない特徴であるか、又は客観的かつ技術的な理由により、そのサービスなくしては使用され得ない主たるサービスのあまり重要でない機能である場合は、この限りでない。もっとも、この特徴又は機能を他のサービスに組み込むことは、この規則の適用可能性を回避する手段にはならない。

ともあれ、次のことが確認される必要があります。すなわち、プラットフォームの責任を強化することを目指す試みがなされてきたものの（Ⅱ）、プラットフォームは責任が軽減されるという恩恵を享受している（Ⅰ）ということです。

I 軽減された責任

プラットフォームが恩恵に浴しているところの軽減された責任について、まずは紹介をして（A）、次いで、その正当化根拠を示す（B）というように、二段階に分けて本報告を進めて参ります。

A 紹介

インターネットにおける運営事業者の責任は、これまでずっと、違法な活動における関連性の程度に基礎づけられてきました。したがって、プラットフォームの責任は、その属性に応じて変わることになります。例えば、自らの責任においてコンテンツを公表する、コンテンツのエディターは、インターネットアクセスプロバイダーやホスティングサービス提供者と同じ取扱いに服するわけではないのです⁽⁷⁾。

コンテンツのエディターは、潜在的に違法となり得るコンテンツをコントロールしているが故に、一般法の文言において責任を負うことになります。これに対して、他の仲介サービス提供者は、**原則的な免責を享受します**。すなわち、コンテンツのエディター以外の仲介サービス提供者は、サービス受領者の求めに応じて保存され、又は発信された情報につき、責任を負うことはないのです。しかしながら、法律は**残留的な責任**を認めており——このことは、場合に応じて民事的又は刑事的な責任に関する一般法に立ち返ることを示唆しています——、次の二つの場合には他の仲介サービス提供者が責任を負うことがあるということを定めているのです。すなわち、仲介サービス提供者が違法な活動若しくは情報について現に知っていたとき、又はそのことについて知った時からそれらの情報を削除しなかったか、若しくはアクセスできなくなるようにす

(7) T. Azzi, «La responsabilité des nouvelles plates-formes : éditeurs, hébergeurs ou autre voie», in Contrefaçon sur internet, Les enjeux du droit d'auteur sur le web 2.0, colloque de l'IRPL, Litec, Le droit des affaires, la propriété intellectuelle, vol. 33, 2009, p. 59 et s., spéc., n° 7 à 10.

るために迅速に対応しなかったとき、です。消極性、つまり、迅速性の欠如がサンクションされることとなります⁽⁸⁾。EUの文書や、それら文書に関する欧州司法裁判所の解釈からは、反対に、次のことが導かれます。それは、[仲介サービス提供者という]アクターに対し、一般的な監督義務を負わせることはできない、ということです⁽⁹⁾。したがって、他者の権利に対する将来の侵害をおよそ防ぐために、サービスの各利用者のデータのすべてを積極的に監視するよう、裁判官がサービス提供者に対して命令により課すことはできないのです⁽¹⁰⁾。しかし、この禁止が当てはまるのは、一般的な性質の義務についてのみです。禁止は、特定の場合に適用可能な監督義務については関係せず、とりわけ、対象が限定され、かつ一時的な監督義務を課す決定を国家機関が下したとしても、その障害となることはないのです。つまり、裁判官によって、一時的かつ限定的な仕方であらざるが故に、監視は制限されたものとなるのです。

ごく最近採択されたDSAという新たな規則は、この優遇的な取扱いを維持しています⁽¹¹⁾。それはすなわち、プラットフォームが、ホスティングサービス提供者の下位カテゴリとされており、軽減された責任という取扱いを享受しているということです。ホスティングサービス提供者は、特徴づけられたフォートがある場合でない限り、つまり、ホスティングサービス提供者が、その発信を可能にしたところのコンテンツの違法性について知っていたか、そのことを知ってからコンテンツを削除またはアクセスできなくなるように迅速な対応をしなかったときでなければ、責任を負うことはないとされているのです⁽¹²⁾。それでは、なぜこのような優遇的な取扱いがなされるのでしょうか？

B 正当化根拠

このことは、主として二つの理由から説明されます。

第一の理由は、技術の中立性という考え方に依拠しています。すなわち、プ

(8) Art. 12 à 14 de la directive du 8 juin 2000 et 6 de la loi française de transposition du 21 juin 2004 (Loi pour la Confiance en l'Économie Numérique, LCEN).

(9) Art. 15 de la directive de 2000 et 6 de la LCEN.

(10) CJUE 24 nov. 2011, Scarlet Extended SA c/ SABAM, aff. C-70/10 ; CJUE 12 fev. 2012, SABAM c/ NETLOG NV, aff. C-360/10.

(11) 4条、5条、6条及び8条は、2000年の指令の12条から15条までの内容を、多かれ少なかれ、踏襲している。

(12) Art. 6 de la directive DSA.

プラットフォームがコンテンツについて、認識もコントロールも有していないとすれば、プラットフォームに責任を負わせることはできない、というものです。そのうえ、技術的な制約を理由に、実効的な監督は不可能であるとも言われます。

第二の理由は、そしてこちらがより決定的なのですが、基本権を保護しようとする意図、少なくとも、基本権に侵害を加えないようにする意図にあります。一般的な監督義務を課すことは、サービス提供者と利用者の権利及び自由を損なうことがあるように思われているのです。

プラットフォームの観点からはこうです。監督義務を課すことは、仲介サービス提供者という企業の自由に特徴的な侵害をもたらすことになる、というのは、監督義務によって企業は複雑で高額な、そして永続的な情報システムを自らの費用で整えるよう義務づけられることになるからである、とされています。

利用者、つまりインターネット利用者の観点からは、二重の侵害が確認される、とされています。

交換されるコンテンツに関して、一般的な監視が仮にあるとすれば、個人的な性質を有するデータの保護への権利に対する侵害があるとされます。このような措置は、「SNSの利用者によってSNS上で創出されたプロフィールに関する情報を識別し、徹底的に分析し、処理することを前提としているが、このようなプロフィールに関する情報は個人的な性質を有する保護されるべきデータである。なぜなら、そうした情報は、原則として、いわゆる利用者の特定を可能とする」からです。しかし、このようなことは、個人的な性質を有するデータの処理についての自然人の保護に関する1995年10月24日の95/46指令〔データ保護指令〕に反するものとされます⁽¹³⁾。

これに加えて、インターネット利用者が情報を受領し、伝達する自由の侵害があるとされます。かくして、技術提供者が享受しているところの原則的な免責は、インターネット上での情報伝達の自由を保障するという意図を有しているのです。この情報伝達の自由は、フランス憲法のみならず、欧州人権裁判所によっても保護されている表現の自由から派生したものです。情報伝達の自由は、各人が情報社会に参画する権利を認めることや、市民がインターネットに

(13) CJUE 24 nov. 2011, Scarlet Extended SA c/ SABAM, aff. C-70/10 ; CJUE 12 fev. 2012, SABAM c/ NETLOG NV, aff. C-360/10.

アクセスすることを保障するという国家の義務を認めることに帰結します。インターネットのアクターは、インターネット上における情報伝達の自由を有しているのです。あまりに容易にサービスが遮断されるということがあってはならないのです。サービス提供者が保存し、アクセス可能なものとしているコンテンツに関して、サービス提供者に客観的な責任を課すことは、インターネット利用者からすれば、ある種の予防的な検閲をもたらすものとされ、情報伝達ネットワークにおける表現の自由を不可避的に損なうものとされます⁽¹⁴⁾。おそらく、まさにこの議論こそが、プラットフォームの責任を強化するという目立った試みにも拘らず、目下の現状を正当化しているのです。

II 強化の途上にある責任

いくつもの文書が、違法コンテンツの保存及び発信を可能とするプラットフォームの責任を強化することを試みたり、明確にできたりしました。初めの段階において、それらの文書は一定のコンテンツを対象としていました。つまり、[責任の]強化は部分的なものでした(A)。これに対して、新たな規則であるDSAは一般的な射程を有しています(B)。もっとも、既に申し上げたように、この文書[DSA]は適用される原則を変更するわけではありません。とはいえ、子細に見れば、DSAは違法なコンテンツの発信を防ぐため、事前の義務を創出しているのです。そのような点において、DSAはプラットフォームに対して今まで以上に責任を課そうとしているのです。

A 部分的な強化

以下では二つの場面が検討されます。それは、著作物の知的財産権侵害とネット上での憎悪表現です。

欧州連合では、デジタル単一市場における著作権及び著作隣接権に関する2019年4月17日の指令によって、著作物の模造に対策を講じ、コンテンツ共有プラットフォームの責任を課すことを目指す、新たな措置が設けられました。

(14) このような意味において、フィルタリングの措置を実行することは、表現の自由と両立し難いようにも思われている。Voir E. Montero et Q. Van Enis, «Ménager la liberté d'expression au regard des mesures de filtrage imposées aux intermédiaires de l'internet : la quadrature du cercle ?», *RLDI* 2010, p. 61 et s.

広範でかつ主要なカテゴリ、すなわちホスティングサービス提供者という特定のカテゴリが登場したのです。つまり、オンラインでのコンテンツ共有提供者です⁽¹⁵⁾。L137-1条において、それは次のように定義されています。すなわち、「その主たる目的又は主たる目的の一つが、利用者によって送信された多量の作品又はその他保護される目的物を保存し、かつ公衆にアクセスを与えることであって、提供者がそれを営利目的で運営し、かつ促進する」者⁽¹⁶⁾、とされます。プラットフォームのYouTubeはその典型例です⁽¹⁷⁾。「多量の作品」を発信する巨大なプラットフォームのみが対象とされています⁽¹⁸⁾。指令の第17条は、コンテンツ共有プラットフォームの責任を強化し、かくして、インターネット上での作品の模造に対策を講じることになるという点において、大きな前進として提示され、これはほぼ衆目的一致するところでした。新たな措置はそのような意味で読むこともできますが、子細に検討すると、すべての解釈を考慮することができているかは非常に怪しいものとなっております。

この文書によれば、作品へのアクセスを与えることによって、共有を提供する者は代理行為を実現しており、当該権利の帰属主体との契約締結は、共有の提供者の役割であるとされています。しかし、インターネット利用者によって

(15) V. Ch. ALLEAUME, «L'article 17 de la directive (UE) 2019/790 : une (fragile) responsabilité des fournisseurs de service de partage en ligne de contenus protégés par un droit d'auteur ou un droit voisin», *Légipresse*, 2019, p. 530 ; M. VIVANT, «Une responsabilité *ad hoc* pour les sites de partage», *Com. com. élec.*, 2019, dossier 8 ; P.Y. GAUTIER, «Contre l'immunité des plateformes Internet qui abriteraient des contrefaçons», *Gaz. Pal.*, 31 mars 2020, n° 13, p. 24 et s. このようにして作られた、この「新たな」取扱いは、表現の自由への侵害を援用していたポーランドによる訴えの後、欧州司法裁判所によって有効性が確かめられた。V. CJUE, 26 avr. 2022, C-401/19, *Rep. de Pologne c. Parlement européen et Conseil de l'UE*, *JCP G* 2022, p. 921, note V.-L. Bénabou, *PI* 2022, n° 84, p. 51, obs. A. Lucas, *Com. com. élec.* 2022, comm. 40, note P. Kamina, *Légipresse* 2022, p. 356 note V. Varet.

(16) Copie conforme de l'art. 2.6 de la directive.

(17) 一定のプラットフォームは除外される。すなわち、営利目的ではないオンライン百科事典、クラウドコンピューティングシステム、フリーソフトの発展と共有のためのプラットフォーム、オンラインのマーケットプレイス、である。

(18) DSA及びDMAにおいて、巨大プラットフォームを対象にするという同一の意図が見出される。

なされる模造行為を正規化することを潜在的に含意するような契約がどのように機能することがあるのか、よく分かりません。また、契約によって正当化もされず、正規化されてもいないアップロードが想定されています。新たな取扱いの射程をおよそなくしてしまいかねないのですが、文言は次のようになっています。正当化がなければ、提供者は正当化されていない搾取行為について責任を負う。ただし、提供者が、プラットフォームに課される責任の推定を構成するものと理解されるべき注意をおよそ払ったことを示すときはこの限りでない、となっています。そこには、ホスティングサービス提供者の「責任化」という意味において、刷新ないし特別な前進があります。というのも、LCEN [デジタル経済における信頼のための法律] という一般法に対する例外が設けられたとともに、証明責任はプラットフォームが負うこととされたからです。この文書は、例えば、知的財産侵害に関して特別法に基づく責任の推定を設けています。しかし、それはごまかしなのではないでしょうか？残りの条文によると、それはとても複雑なのですが、そのことについて検討の余地を残しているのです。共有プラットフォームを問題とする際の取扱いに関する残りの条文は極めて詳しく、かつ慎重なものとなっています。

LCEN のノーティスアンドテイクダウン原則⁽¹⁹⁾に立ち返りつつ、権利者によって伝達される通知又は情報に依拠すること、及び監視義務が存しないことを暗に注意喚起することは、責任の推定と矛盾するように思われます。とはいえ、違法なコンテンツを遮断しないように気を付けながら、フィルタリングの措置によって、事前にコンテンツをコントロールすることを実現するよう義務づける点に新規性があります⁽²⁰⁾。それをするためには、違法性が共有の提供者にとって明白でなければなりません。個人からの通知の場合、立ち入った司法的な審査がなくとも、当該コンテンツの伝達の違法性についてコンテンツ共有サービス提供者が確認できるように、この要素が十分に含まれていなければなりません。圧力団体の闘争の激しさによって、いかようにも言うことのでき

(19) 2022年4月26日の欧州司法裁判所判決は、プラットフォームの義務が権利の帰属主体からの事前のかつ詳細な情報によって条件づけられることを認める (pt 89 et 90) (pt 53 a 55 et 84 et 85)。この判決は、進歩がほとんどないことを明らかにする。というのも、プラットフォームの義務は、権利の帰属主体からの事前の情報によって条件づけられるからである。何が変わったのだろうか？

(20) V. CJUE, 26 avr. 2022, préc. pt 53 à 55 puis 84 et 85.

るような文言になったのです。そこで、文書の有益な成果を採求するとともに、利益を失わせてしまうような読み方は排斥しなければなりません。それは、コンテンツの共有提供者に課される責任の単純な推定を設けることを認めるためです。

オンラインでの憎悪表現に対する対策は、問題が重大であるにも拘らず、実行に移すのは複雑でした。Avia と呼ばれるフランスにおける法律は、「インターネット上の憎悪的なコンテンツ対策を目的とする」のですが、2020年6月24日に公布される前、既に憲法院によって実体の本質的な部分が抜き取られてしまっていました⁽²¹⁾。この法律は、その活動がフランス領土において一定数の接続を超すようなオンラインプラットフォーム運営者に対し、通知から24時間以内に、刑法上の諸規定に明らかに反する憎悪的なコンテンツを削除するか、アクセス不可能にするよう義務づけるものであり、これに違反すれば、サンクションとして250000ユーロ、法人についてはその5倍以上に達する額が課されることがあります。テロ行為を誘発したり、そのような行為を称賛したり、児童ポルノに関連したりしているコンテンツに直面してから、行政機関によって求められる削除を実行するための24時間という期間は1時間に短縮されることもあり得ました。削除義務を超えて、法律はとりわけCSA [視聴覚高等評議会] に、コントロールとサンクションという任務を与えることや、通知の手続き及びミラーサイトを遮断したり閲覧できなくしたりすることの手続きを簡素化すること、オンラインでの憎悪表現の監視所を設けることを定めていました。[ところが、] 2000年6月8日のEU指令違反及びいくつかの憲法原則、とりわけ表現と情報伝達の自由、の侵害を主張する元老院議員たちから、憲法院は付託を受けたのでした。憲法院は、表現の自由の名の下に、その法律に対して大幅な審査を行いました。審査の後、残っていたのは些末な規定のみでした。すなわち、「オンラインでの憎悪的なメッセージに特化した検事局」の創設、コンテンツを摘発することの簡易化、CSA に委ねられていて、今ではARCOM に委ねられている「オンラインでの憎悪表現の監視所」の創設です。結局のところ、プラットフォームの責任は強化されなかったのです。テロに関するコンテンツのオンラインでの発信の対策に関する2021年4月29日のEU規則⁽²²⁾は、この挫折を部分的に再び問題としました。この規則は、2022年8月16

(21) Cons. const., 18 juin 2020, n° 2020-801 DC.

(22) TCOR (Terrorist Content Online Regulation, テロリスト関連コンテンツ規則) と呼ばれる規則である。

日のフランスの法律によって国内法化されたのですが、これは、インターネット上のテロに関するコンテンツを1時間以内に削除する命令の手続きを設けるものです。これに加えて、国家機関によって「[危険に]さらされた」と性質づけられたホスティングサービス提供者は、プラットフォームの不当な使用に対する措置を取らなければならなくなりました。例えば、テロに関するコンテンツをフィルタリングし、遮断するためのアルゴリズムを用いることです。

こうした部分的な強化は、新たな規則であるDSAによって再び問題とされることはなく、DSAの射程はよりずっと一般的なものになっています。

B より一般的な強化？

先に述べたように、2022年10月4日に最終的に採択されたDSAという規則は、インターネット上に発信された違法コンテンツへの対策を目的としています⁽²³⁾。

この規則は、EU内で設立されようとしてまいと、ヨーロッパの市場に参加する全てのオンライン仲介サービス提供者に適用されます。この規則は、提供されるサービスの性質及びプラットフォームの規模に応じて変化する義務を新たに創設しました。例えば、超巨大プラットフォームや超巨大検索エンジンは、月に4500万人以上のヨーロッパの人々によって利用されているのですが、より数多くの、かつ、より厳格な義務に服することになります。GAFAMが直接の対象とされます。

この規則は、2000年の電子商取引指令に由来する一般的に適用可能な取扱いを修正することはせず、プラットフォームに事前の責任を課すのです⁽²⁴⁾。

違法コンテンツに対してより効果的な対策を講じるため、オンラインプラットフォームはインターネット利用者に対し、違法コンテンツを容易に摘発することを可能にする手段を提示しなければならなくなります。通知を受ければ、プラットフォームは違法なコンテンツを迅速に削除するか、アクセスを遮断しなければならなくなります。次のような観点から見れば、新しいことは何もありません。すなわち、電子商取引指令のノーティスアンドテイクダウンに立ち返ってきたということです⁽²⁵⁾。新規性は次の点にあります。つまり、この規

(23) この規則は2024年から施行される。超巨大プラットフォームと超巨大検索エンジンを対象とする様々な規則は、それより早く発効する。

(24) 消費法を遵守しないマーケットプレイスについての例外である。

(25) Art. 16

則は「信頼のおける通報者」——その専門性と能力とによって国家により指定された団体又は組織——を創設し、そこからの通知はプラットフォームによって優先的に扱われなければならないことです⁽²⁶⁾。

超巨大プラットフォームや超巨大検索エンジンは、情報の発信や世論の形成に大きな役割を果たしていることから、強化された義務、違法コンテンツを発信するときに惹起する社会的リスクに見合った義務を負うのです⁽²⁷⁾。超巨大プラットフォームは、毎年、自らが創出するシステミックリスクを分析し、そうしたリスクを低減するために必要とされる措置を取らなければならない（行動規範、偽アカウントの削除、権威をもつ情報のソースをより可視化すること）、リスクの低減に関する年一回の外部的な監査を実施しなければならない、インターフェイスのアルゴリズムを欧州委員会及び国家の所轄機関に提示しなければならない、デジタルサービスコーディネーターがオンラインでのリスクの変化をよりよく理解し、オンラインで未成年をよりよく保護するために、インターフェイスの鍵データへのアクセスをデジタルサービスコーディネーターに与えなければならないのです。安全及び公衆衛生に関する危機への対応についての措置も設けられました。欧州委員会は、危機が勃発するとき、そのサービスによって創出されるリスクの分析を巨大なアクターに求め、かつ緊急的な措置を巨大アクターに課することができるのです⁽²⁸⁾。

こうした様々な義務の実効性は、監督とサンクションの仕組みを設けることによって保障されています。

監督は、各構成国によって指定されるデジタルサービスコーディネーターに委ねられます⁽²⁹⁾。デジタルサービスコーディネーターは「欧州デジタルサービス協議会」において協力することになりますが、欧州デジタルサービス協議会は、いくつかの国での分析や一連の調査を行うよう義務づけられており、また、新たな規則の適用に関する提言を表明することもできるようになります⁽³⁰⁾。巨大オンラインプラットフォーム（及び巨大検索エンジン）は、自らの費用において、欧州委員会による監督を受けることになります。納付金は、年間事業総額の0.05%の範囲内で支払われなければなりません⁽³¹⁾。「また、」規

(26) Art. 22

(27) Art. 33 et s.

(28) Art. 36

(29) Art. 49 et s. ARCOM がフランスにおけるコーディネーターとなる。

(30) Art. 61 et s.

則への合致に関する一人又は複数の責任者が、各プラットフォームによって指名されなければなりません⁽³²⁾。

規則が遵守されない場合、デジタルサービスコーディネーターと欧州委員会は制裁金および金銭的なサンクションを発出することができるようになります。巨大プラットフォームについては、制裁金は年間事業総額の6%までとされています。DSAに深刻かつ執拗に違反している場合、当該プラットフォームの活動がEU内で禁止されることもあり得ます。

結論を述べましょう。それは、「時が経てば分かるようになる！（*Qui vivra verra!*）」ということです。この新たな規則が違法なコンテンツに対して効果的に対策を講じることができるようになるかどうかを述べるには、今は時期尚早です。しかし、この極めて長大で（300頁以上あります）、複雑な文書を読むことから明らかになる失望は、とりわけ人工知能のおかげで技術的には可能となっているにも拘らず、コンテンツに対する監督義務がプラットフォームに課されていないということです。表現の自由は、このような監督義務を創設することに対して一貫して主張されてきましたが、プラットフォームを不当に利用するインターネット利用者を保護することにはなりません！

(31) Art. 43

(32) Art. 41